

第九章 国連海洋法条約への参加をめぐる米国の対応 —米国単独行動主義の光と影—

池島大策

1 はじめに

「海の憲法¹」とも呼ばれる国連海洋法条約（UNCLOS）は、2012年に条約採択30周年を迎えた²。1994年に発効したUNCLOSは2013年初頭には当事国数も165を数えるに至っているが³、米国は主要先進国の中でいまだに参加（加入）⁴していない唯一の国である⁵。米国政府は、レーガン大統領がUNCLOSへの署名を拒否して以降、現在のオバマ大統領に至るまで歴代の政権において、UNCLOSへの加入をめざし、その支持を取り付ける努力が行われてきた⁶。しかし、こうした試みが条約の承認の権限を有する議会上院（または外交関係委員会（FRC））の様々な事情のせいもあって、いまだ実らぬ結果となっているのは、昨2012年の上院での動向からもわかるように記憶に新しい⁷。

最近の北極における資源開発の動きや、南シナ海における中国の動向などを懸念して⁸、米国ではUNCLOSへの加入を政府に求める勢力が増しているようにも見えるが、議会上院において反対派上院議員が3分の1をまだ超えている状況では、昨夏の経緯同様に⁹、加入のための国内手続きが整う見通しが立ちにくい。こうした上院の条約承認権限が原因で、米国が国際条約を批准したり、加入を行えなかったりする事態は、米国では少なくない¹⁰。つまり、外交を担う行政府の意思と、その外交権限に対して条約承認権限の行使を通じて牽制する上院の意思とが衝突することで、米国の条約への参加が妨げられ、結果として国際社会における条約法秩序に米国が参加できなくなる状況が生まれることになる。

条約参加はこうした国際法秩序の維持発展という観点から考えれば、きわめて重要な意味を有する行為であるため、UNCLOSへの加入に手間取る米国がUNCLOSを中心とした国際海洋法秩序から距離を置くようにも見える状況は、国際社会から米国の孤立主義または単独行動主義の反映と見られる場合もある¹¹。この行動が国際海洋法秩序にとってマイナスのイメージや影の部分とばかりに理解されるのは、海洋法秩序に積極的な貢献を従来してきたはずの米国にとって本来は不本意なことではないかと思われる¹²。特に、20世紀の海洋法の発展は接続水域、大陸棚そして経済水域などの概念をはじめとして、米国による先駆的な国家実行から派生した面も多分にあるからであり、こうした米国の行動は海洋法秩序にとってプラスの意味を持ち、また単独行動主義の光の部分にもなりうると思われる¹³。

では、UNCLOS への米国の未参加（未加入）という状況は、どうして生じているのであろうか。また、そうした状況は、国際関係においてどのような意味を持つのであろうか。さらには、米国は今後、UNCLOS に対して参加する可能性があるのであろうか。本章では、こうした疑問について焦点を当てながら、UNCLOS への米国の（未）参加の問題に関して、米国の外交、内政、国民意識などとの関連という観点から考察を進め、一見単独行動と考えられる米国の条約不参加の国際関係上の意義を再検討する。

2 国連海洋法条約（UNCLOS）の概略と米国の対応

（1）条約の概要

はじめに、米国が参加していない UNCLOS とはどのようなものなのか、本章に関係ある範囲でその概略を見ておこう¹⁴。この条約は、1973 年から国連の枠組みの中で多数国間において外交交渉を行った結果、全 312 か条の本文と、I から IX までの九つの附属書を有する海洋の全般を規律する大部な国際約束として 1982 年に採択されたが、条約の発効は 1994 年にまでずれ込んだ。

UNCLOS は、第 XI 部の深海底のレジームについて規定した箇所を除けば、ほぼ全体がそれまでの国際慣習法を法典化したものとの理解が広がっていた多数国間条約であった。しかし、主に途上国にとって有利な規定を置いたとされる第 XI 部のレジームに対しては米国を含むいくつかの主要な国々が条約の採択以前より異議を唱え、当時の米国を代表するレーガン政権はこの第 XI 部の規定を反対理由として署名すらしなかった¹⁵。UNCLOS は、海洋法のありとあらゆる制度について関係国が長期にわたって交渉を続けた妥協の産物であるという面もあり、そのすべての制度を一括して受諾することを意図して一切の留保を禁じるものとなっている¹⁶。ところが、米国の支持しない深海底制度の将来性が不透明であることに危機感を覚えた国際社会はその後、UNCLOS 第 XI 部実施協定を 1994 年に締結することで UNCLOS（特に第 XI 部）自身を実質上改正し¹⁷、米国にも受け入れられやすい素地を作ることになったことから、米国も同協定に対しては署名を行っている（ただし、未批准）¹⁸。UNCLOS は 1995 年の国連漁業資源協定¹⁹によって公海漁業資源に関する規律の面で補足されているが、米国はこの 95 年協定には署名および批准を行い、当事国となっている²⁰。

UNCLOS は、いうなれば、1920 年代以来の国際社会で強く望まれていた海洋法の法典化の流れにおける一つの帰結であるが、ジュネーブ海洋法会議において 1958 年に四つの条約の採択を通じて解決されなかった、領海の幅員に代表される課題や新たな争点を内包する複雑多岐な内容の合意であった。その合意形成のプロセスには、1960 年代の後半から生じ

た深海底資源の開発問題に対する国際社会の対応として、また同 70 年代からうねりとなってきた新国際経済秩序をめぐる途上国と先進国との対立に加え、「人類の共同の財産」(Common Heritage of Mankind: CHM) という新しいアプローチを途上国に特別の配慮をした方式でとることに対する先進国の不満が背景に根深く存在した。簡潔に言えば、UNCLOS による海洋秩序ができたことによって、以前に比して、沿岸国の管轄権が沖合に拡張されて公海の自由が縮小し、国際機関による海洋・資源の管理の制度が整備されるようになったわけである。これは国際化と制度化の進展という海洋秩序のパラダイムの一大転換を意味しており、UNCLOS への参加問題はそのパラダイムを受け入れるか否かを問うているのであり、その参加への賛否はこのパラダイムの受け入れの是非をめぐる行われているということになる²¹。

(2) UNCLOS と米国

米国は、本来、海洋法秩序の構築には積極的で、いくつかの先駆的な足跡を残してきたといえる²²。たとえば、接続水域の設置、大陸棚や漁業資源の保存に関するトルーマン宣言があげられる。沿岸国による管轄権の沖合への拡張を意味するこうした一方的な行動は、一見、単独行動主義 (unilateralism) として非難される余地もあるかもしれないが、それより、多くの他の国々が米国のこうした国家実行に追従した結果、これらの概念に関する慣習法が生成することになったという側面を見落としてはならないだろう。米国は、ジュネーブ海洋法会議をはじめ一連の海洋法の法典化会議においても一定のイニシアティブを発揮してきたといえる。1970 年代に行われた第 3 次国連海洋法会議 (UNCLOS III) は、当時の東西冷戦状況と南北問題に代表される国際関係を反映する国際舞台でもあったため、米国の積極的関与は、自国の海軍の機動性 (mobility) を確保するための航行の自由と、資源獲得競争における自国産業の自由とをそれぞれ最大限に確保することに捧げられた。したがって、特に深海底レジームの成立は当時の米国のレーガン政権が掲げていた市場主義によるアプローチとは相いれず、この点こそが米国が UNCLOS への署名を拒否した理由の最大のものであった²³。とはいえ、米国からすれば、深海底レジームを規定した第 XI 部以外の部分は条約採択までの時点で既にほぼ慣習法にもなっていると考えられることから、自発的に順守する旨を表明していた点を考慮すれば、UNCLOS そのものへの不満が当初から大きかったとは必ずしも言えない。この署名拒否自体がクローズアップされ、またその後の上院での様々な政治的駆け引きの材料に条約加入承認という権限や仕組みが米国内において利用されたのは、本来は場違いかつ的外れともいうべきものであった。

その後の歴代政権の努力にもかかわらず、主として上院での条約承認が下りないことか

ら、UNCLOS の意義を強調しながらもそれに参加できない米国としては²⁴、これまでは次のような立場で海洋法に対処していると考えられている。まず、UNCLOS は、深海底レジームの規定である第 XI 部を除いてほぼすべてが慣習法になっているということである²⁵。第二に、問題の第 XI 部は 1994 年の実施協定によって修正済みとなったため、UNCLOS 自体には加入を妨げるような規定の存在という障害はもはやない。ただし、米国にとっては、未加入の状況下で適用のある海洋法は慣習法と関連する諸条約である²⁶。

(3) UNCLOS への賛否

米国内では、現在、UNCLOS への加入に関してどのような根拠で賛否が分かれているのかを、以下では検討する。

まず、賛成派の支持層は、現在のオバマ政権として大統領府（ホワイトハウス）²⁷、国務省²⁸、国防総省（ペンタゴン）²⁹をはじめ、産（石油業界や商工会議所を含む）³⁰官（上記以外に、国務省の部局である国家海洋・大気庁（NOAA）³¹を含む）学（学術的団体を含む）³²などの各界を幅広く含んでいるといえる³³。その主な理由は、経済上・安全保障上の国益に資するとか³⁴、ロシアが存在感を示し始めた北極資源開発という情勢や中国の台頭が著しいアジア太平洋の海洋情勢に照らして今が好機であるということがいえる。より具体的には、安全保障上の利益（航行の自由や機動性の確保）³⁵、経済上の利益（大陸棚の延長が認められることで資源開発によって得られる利益、船舶運航の円滑性）³⁶、環境保護上の利益（エコロジーや海洋ほ乳類などの保護・保存の確保）といった国益の増進・確保である一方、世界からの信任の獲得、国際社会でのリーダーシップの発揮³⁷といった心理的な要因ともいべきものや、不文法である慣習法に固有の曖昧さから成文法としての条約に見出しうる明確な法的基礎にも一定のメリットが求められるとされる³⁸。

他方、反対派は大勢としては賛成派に比べて少数派のように見えなくもないが、強硬な保守派と目される共和党の上院議員³⁹、シンクタンク⁴⁰などのロビイストが含まれるようである⁴¹。彼らの主たる反対理由は、UNCLOS への加入が米国の主権侵害を及ぼすからというものである。具体的には、上記の賛成派の根拠をほぼ全部否定するものであり、以下のようなものであろう。まず、国益とならないとする論拠によれば、自国の航行の自由こそが国益であって、条約に参加することで自国の安全保障の足かせとなる恐れが生じること、官僚主義的な国際機関が拠出金などの名目で米国に対して何らかの財政負担を強いることは一種の「課税」であって、米国企業による経済的な負担の増大や損失を生むことになるということ、その結果としてこうした国際機関をはじめとした国際社会からの干渉が行われるということである。また、適用法規としては加入のメリットのない UNCLOS は不要で

あって慣習法で十分であり、国際会議等に既にオブザーバー参加している以上、従来からの国家実行の定着への実績もあり、今さら UNCLOS に参加しなくても対処できるということである⁴²。むしろ、反対派の議論からすれば、強力な海軍力を維持・増進することによってこそ、対中関係でも有利に展開することができるので、UNCLOS に加入する必要はないとされる。

以上のような大まかな立場の分類は⁴³、UNCLOS に加入することで条約の枠組みの範囲内で、条約の利用により国際社会において国益を追求しようとする立場と、UNCLOS にとられることなく自国の自由を確保したうえで、国際社会において行動することが自国にとって国益となるという立場の二つに見方を変えることができると考えられる。つまり、前者の立場は UNCLOS への加入について賛成派のものであり、彼らはどちらかといえば国際的にも多数国間の枠組みを利用し協調して外交を展開することを重視する立場（国際協調・多数国間主義（multilateralism））といえよう。これに対して、後者の立場は、どちらかといえば、国際社会や他の国々との調和よりも自国の主権や自由に対して重きを置く立場で、場合によっては一国だけで国益を追求しがちな単独行動主義ともいうべき姿勢と見られることになる。この類型を UNCLOS への加入の事例に当てはめてみると、米国政府としては加入に前向きかつ推進という外交姿勢であるにもかかわらず、議会上院が有する条約承認権に牽制されて政府の外交が進展しない状況であり、その結果として米国が主要先進国の中では唯一加入していないという意味で際立っているがために、単独行動をとっているかのように国際社会では見られている節もある。

しかし、上記の賛否の概要を見た場合、UNCLOS への参加によって得られるメリットとして賛成派が提示する決定的かつタンジブルな論拠は、大陸棚延長部分に対する開発の権利の獲得の可能性、資源開発に参加する企業の利益による経済的効果（の期待値）くらいのものであると見えなくもない。それに対して、反対派が賛成派の論拠をすべて否定して、UNCLOS に参加せずとも不利益にならないという発想や、参加によって拘束されることから自由への束縛の懸念は、主権や自由という建国以来国家の基底にある原理原則に深くかかわるものである以上、参加に反対の上院議員を躊躇させ、またかえって硬化させかねないということになっている。

（４）米国による条約の未批准の類例

ところで、米国が国際的に重要な条約に対して参加していないという例は、UNCLOS の場合だけに限らず、他にも類例があることは興味深い。思い起こせば、第一次世界大戦が終了した後の世界秩序の構築に際して、国際連盟への参加に積極的だったウィルソン大統領

領の政権下にあった米国は、上院による承認を得られなかったがために、国際連盟に参加できなかったのは広く知られている。

若干の著名な多数国間条約を見てみよう⁴⁴。人権に関する条約に関しては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁴⁵、女子差別撤廃条約⁴⁶、児童の権利条約⁴⁷、そして障害者人権条約⁴⁸に対して米国は、署名を済ませてはいるが批准をまだ行っていない。次に、軍備管理に関する条約では、包括的核実験禁止条約（CTBT）に対して署名はしたものの未批准の状態であり⁴⁹、北大西洋条約機構（NATO）の加盟国の中で先進国として唯一、米国は対人地雷禁止条約には署名していない⁵⁰。そして、環境保護条約として、気候変動枠組条約には署名・批准を終えて当事国となつてはいるが、それを具体的に実施するための合意として重要な位置を占める京都議定書には署名だけで未批准のままであり⁵¹、また生物多様性条約も署名済みながらも未批准の状態である⁵²。これらの条約は、国際社会においても非常に重要視されているだけに、当事国も多く、主要な先進国もほとんどが入っていることがわかる。

また、米国は、条約締結にあたって時の政権の意向などを受けて⁵³、署名前後に特異な行動を見せることもある。たとえば、化学兵器禁止条約には1993年に署名するも、政権が条約の中身を骨抜きにするような施策を講じたがために97年に批准された⁵⁴。生物兵器禁止条約についても、米国は、署名・批准を行ったものの、その後の交渉に不参加という姿勢を貫いた⁵⁵。また、国際刑事裁判所（ICC）について、前政権がICC規程への署名は済ませたものの⁵⁶、次期政権が自国の兵士に関する訴追を国際裁判所の判断に委ねるという仕組みに反対して批准しないという意思を表明後、米国は既にICC規程の締約国となった国々と特別に二国間条約を締結することで、訴追のため米国兵士をICCに引き渡さないことを確約させていた⁵⁷。しかし、現オバマ政権になってから、一転してオブザーバーとして締約国会合にも参加するなど、米国の姿勢に変化が見られるようになった⁵⁸。

このように、二国間条約に代表される個別の合意等で事態に対処するアプローチが取られた例は、UNCLOSの締約国との関係においてもいくつかある⁵⁹。たとえば、米国は、群島水域諸国⁶⁰の中でもインドネシア⁶¹やフィリピン⁶²の間では二国間での合意によって、相手国の群島水域内（の群島航路帯通航権）において自国の航行の自由を確約させたり、メキシコ⁶³やロシア⁶⁴などの隣接国との海域画定においても⁶⁵、二国間条約によって事態の打開を図ったりしていることが知られている。北極の問題では、北極評議会（AC）による協議を通じずに、米国を含む北極沿岸の五つの国だけで独自に宣言を行い（イルリサット宣言）⁶⁶、UNCLOS以外の枠組みが必要ではない旨の意思を表明している。

したがって、米国は、条約法に関するウィーン条約（ウィーン条約法条約）⁶⁷にもある

ような様々な様式を利用して、多数国間条約を経由しないで迂回するとか、別の手立てを講じて自国に有利な（または不利とならない）事態を作り出すことに成功したともいえよう。こうした米国の単独の行動は、現在の国際社会においては、政治的にまたは道義的には非難される余地もありうるであろうが、法的な問題となると言えるかどうかは一概には言えない複雑な論点を内包している。ウィーン条約法条約第 18 条にもあるように、ある条約に署名した国は、その条約の趣旨及び目的に反するような行為を慎む義務を負うとされる⁶⁸。米国自身は、このことについて十分に認識していると思われる節もなくはない⁶⁹。それにもかかわらず、どうして、署名した条約を批准しないといった状況が生じるのであろうか。以下では、こうした状況を招来させる可能性のある国内的な要因や事情について検討を行う。

3 米国の条約締結と外交

米国の外交を左右する要因となる国内的な事情として、主に次の二つのものがあげられよう。すなわち、一つは国の統治構造を規定する憲法体制という客観的な要因であり、もう一つが国際社会と国家主権との関係に対する国民に根付く伝統的な意識という主観的要因である。以下では、それぞれの要因から見た米国の条約締結に対する行動を検討する。

(1) 米国の憲法体制

米国の憲法体制は、三権分立の統治構造を反映して、大統領と議会の上院との関係について、次のような規定を有する。

大統領は、上院の助言と同意により、出席する 3 分の 2 の上院議員が賛成する場合に、条約を締結する権限を有する。(米国憲法第 II 条 2 節 2)

ここで規定する「出席する 3 分の 2 の上院議員が賛成する場合」という要件が、実は通常の過半数による多数決の要件に比してより高いハードルであることから、UNCLOS の承認がなかなか上院から得られないという国内的事情が生じている。

他方で、米国憲法第 IV 条 2 は、国際法である条約も「国の最高法規」(the supreme Law of the Land) と規定している。憲法上、米国が条約を国の最高法規と位置付けているものの、これまでには実際の判例を通じて様々な扱いを受けてきたという経緯がある⁷⁰。こうした憲法の規定とその実際の運用が複雑な状況を示していることをここで検討する余裕はないので、簡単な指摘にとどめておく。米国がある条約の当事国となって拘束されるようにな

るためには、憲法下で定められた上院の「助言と同意」(advice and consent)を通じて承認を受けなければならないため、この国内手続が条約の批准(または加入)に際して一つの超えるべきハードルとなっている⁷¹。一般に、この条約の承認権限には、三権分立の原則に基づき、議会(立法府)による大統領(行政府)の外交権へのチェックとコントロールの役割を果たすと考えられ⁷²、外交活動に対するいわゆる民主的なコントロールの一環と理解されると同時に、条約の交渉・締結を含む外交権については、必ずしも大統領自身が独占できるものではなく、上院の「助言」を反映させたいうで条約を締結することが憲法の要請であるとも考えられるようになっている⁷³。しかも、3分の2の多数決という、通常より負荷の高い手続を課している点は、できる限り多くの支持を受けた条約の当事国となることを憲法が要請しているとも解される。

しかし、上院と大統領が対立した場合には、この条約の承認権限は国内政争の一手段と化し、ある条約を犠牲にする場合も生じることになる。米国の上院は、これまでに1500件以上の条約を承認し、そのうち承認拒否を行ったのは21件のみ(ただし、複数回の拒否の場合を含む)で、また少なくとも85件の条約が上院への上程を取り下げられたことがあるとされている⁷⁴。その意味では、UNCLOSは、これまでに上院外交関係委員会では満場一致で可決されたことがあるにもかかわらず、様々な事情で上院本会議に上程されることなく、承認手続を終えるに至っていない。

(2) 国民意識

米国には、その建国以来伝統的に、自国の主権に照らして国際社会に対する自国の関与について積極的に考える立場と、消極的に考える立場という二つの考え方が交錯し対立してきたといえる⁷⁵。前者の立場は、国際協調主義ともいべきもので、国際社会に積極的に関与し、国際社会との協調を重視し、国際法の意義を尊重する傾向にある。これに対して、後者の立場は、かつてはモンロー主義に代表されたように、単独行動主義とも呼ばれ、国際社会との関わりや協調よりも自国の主権や自由を第一に考え、孤立するのめやむを得ないと考える傾向にある⁷⁶。一見すると極端な分類ともいえ、もう少し詳細な区分が必要な場合もあるが、本章ではこうした伝統的な見方に従って検討を進めてみたい。

憲法下での上院議員の位置付けに対する米国民の意識というものも、一つの心理的な要因として、米国の外交に影響を与える可能性が高いものといえよう。上院が条約の承認権限を通じて外交面で一定の影響力を及ぼすことができる以上、上院が外交面における「守護者」との自負を抱いても不合理ではないであろう。また、上院議員が、内政上の観点からパフォーマンスとして賛否いずれかの立場に固執する場合もこれまでたびたび見られた。

こうした主観的な要因としての対外的な意識は、後述するように、三権の機能のうえでそれぞれ固有のパターンとしても現れることになる。国際協調主義と単独行動主義の両者は、三権それぞれの機能的な発現形態を有していることがわかる。

(3) 国際社会と国際法への独特の価値観

また、米国は、時代の変遷とともに、国際社会や国際法への独自の視点をもって、自国なりの国際関係を築いてきた。その視点は、ときには、国際社会や国際法に対する不信、無関心、無知や誤解となって現れる場合もあるであろう⁷⁷。UNCLOS の場合は、こうした的外れともいふべき感覚が米国の主権侵害、米国への「課税」、そして海軍の航行の自由への妨げという反対派の批判になって現れていることは、既に述べた。

国際法は、国内法体系とは異なり万全でない法秩序であるために、国際社会とのかかわりにおいて常に尊重すべき義務的な規範体系というよりは、とりわけ大国にとっては自国の外交政策を遂行するうえでの道具または手段ととらえられることがある⁷⁸。欠陥や不備が内在する国際法に対処するには、米国は自力で解決するべく⁷⁹、また自ら必要な法秩序を他に先駆けて形成すべく、国家実行を積極的に蓄積していくことも少なくない。その結果として、慣習法が形成され法秩序の基礎が築かれてきたのが海洋法分野であることも事実である以上、これは、海洋法秩序形成における米国単独行動の光の部分として評価することもできるといえよう。他方、こうして形成されてきた部分もある不文法たる慣習法は、場合によっては、自国に都合の良い解釈・適用を生みだし根付かせる素地となっていたことも否めない。大国である米国の視点によれば、慣習法の柔軟性を逆手に取って、その法典化を必ずしも望まないという声が出てくるのも頷ける。こうした考えは、UNCLOS への加入反対派の声と重なる部分があり、法典化された UNCLOS の解釈適用によって自国の海軍活動の自由が拘束されるのを忌避するものである。

さらに、こうした国際社会や国際法への懐疑的な姿勢は、国連（国際司法裁判所（ICJ）を含む）の諸機関に対する根深い不信となって現れる場合もある⁸⁰。たとえば、ICJ 関連で若干の例をあげよう。米国は、ICJ の義務的裁判管轄権の受諾宣言において、いわゆる「コナリー留保」（‘Connally reservation’）の導入により自国の裁量で裁判付託の可能性を左右できる解釈の余地を残すようにした⁸¹。1979 年のイラン人質事件では、米国は原告となってイランを相手取り ICJ に提訴してイラン欠席のままながらも裁判所の司法判断を仰ぐ姿勢を見せたが⁸²、ニカラグア事件の管轄権段階の判決に不満を抱いた米国は ICJ の義務的管轄権の受諾宣言を撤回することになった⁸³。また、米国は、アヴェナ（Avena）事件に絡んで⁸⁴、ICJ の義務的管轄権を規定するウィーン領事関係条約の選択議定書からも離脱する

ことを表明した。こうした行動には、ICJ への不信だけを主たる理由とする根拠は必ずしもないであろう。しかし、これらの一連の事件に照らしてみても、米国が自国の主権に鑑みて、紛争の解決手続において ICJ や ITLOS を含む国際機関を含む第三者に、判断を委ねることに対して相当に根深い不信感や嫌悪感ともいべきものを抱いている節があるのは、第三者による義務的紛争解決の制度を詳細に規定した UNCLOS への参加に際して、この参加問題における反対派の議論の中でも容易に読み取れる。

米国による独自の単独行動という印象を国際社会から抱かれる懸念は、大国ならではとはいえ、消えることがなく、以下のような三権にも共通する国内憲法上の構造からも生じうる。

まず、各政権のスタンスとして、前の政権が署名した条約に対して次の政権が批准を行うという保証はなく、交代した大統領自身の外交方針の変更によって、この条約に対するその後の将来は不安定なものとなりうることは、これまでの米国の二大政党制下でよく見られたことであった。また、議会上院（および FRC）でも、条約を政争の具とするかのように扱われる事例も少なくなく、大統領選挙の直前の時期（いわゆる「レームダック」(lame duck) 期間) などでは政権交代の可能性にも影響を受けて、条約承認の審議も停滞することがある⁸⁵。さらに、米国連邦最高裁を含む司法の判断も、法廷の構成によっては、こういう意識の下にありがちであるといえよう。上記の ICJ のアヴェナ事件に関連したメドリン (Medellín v. Texas) 事件の連邦最高裁判決では⁸⁶、大統領が ICJ 判決を尊重した行動をとる意思を示したのにもかかわらず、最高裁は、条約の自動執行 (self-executing) 可能性の議論について、国内法や国内事情をより重視した視点から関連法規の解釈適用の過程で対外的な考慮には比較的稀薄な判断を示し、憲法解釈についても字義的なかつ形式主義的な判断に終始したかのような印象を残した。その判断は、国際法学者や国際関係を比較的重視する論者からすれば、疑問の余地のあるものであった。

以上からもわかるように、UNCLOS への加入の問題は、単に上院の条約承認権限の行使の問題という狭い範囲に限定して議論されるべきものではなく、憲法上の構造という客観的な要因、国民の意識という主観的要因などを含めて、幅広い観点から検討されるべきものであるといえよう。

4 おわりに

本章では、米国による UNCLOS の未加入（または未批准）という論点から、さらに視野を広げて、条約への参加プロセスを通して見た米国の外交姿勢における国際協調主義と単独行動主義にまで考察を進めた。米国の単独行動主義について様々な議論があるのは十分

承知しているが、こと国際社会における海洋法秩序の構築という文脈においては、単独行動主義の光の部分と影の部分とを厳密に吟味したうえで評価することが必要である。以下では、上記の議論を大きく三つにまとめながら、若干の結論を述べることにする。

第1に、米国の単独行動主義を生み出す背景としては、大きく分けて次の二つがあるという点に留意しておく必要がある。国内的な構造として憲法の規定に基づき、議会上院における3分の1強の反対者による条約承認権限の行使とその影響力がある一方で、国民などの意識として、国益を追求する外交政策においては、国際社会との協調をより重視するか、それとも自国の主権を重視するかという視点の置き所に関して、伝統的な意識の違いが存在することを理解しておくべきであろう。

第2に、こうした米国内の事情を踏まえたうえで、米国がUNCLOSに加入しなくてはならない（とれない）状況をどう考え、どうすべきかを考える必要があるということである。米国がUNCLOSに加入することは、最後に未加入のまま残っていた唯一の超大国が参加することで条約秩序の徹底化が図られ、UNCLOSを中心とした現行の海洋法がまさに普遍的とも呼ぶべき適用可能性を有する真の「海の憲法」秩序となることを意味し、国際社会において法の支配を推し進めるうえで歓迎すべきことである。特に、大陸棚の自然延長部分において米国が独自に海底資源の探査・開発を強行し、利益を独占するような事態が発生すれば、国際社会において混乱や不安を生み、UNCLOS体制下の海洋秩序の安定に重大な悪影響を及ぼすことになるということはいままでのない。このような事態は米国の政府が望むところではまったくなく、政府自体のみならず産業界も含めてUNCLOSへの参加には強い熱意があることは様々な機会を通じて広く伝えられている。安全保障面でも、日本をはじめとした同盟諸国は、米国がUNCLOSに加入したうえで航行の自由を確保し、自国の安全を含む海洋秩序の安定を維持していくことが肝要であることを理解している。

そもそも条約とは、締約国の権利義務関係を規定したものである以上、特定の国だけに有利な権利を付与したり、また逆に特定の国だけに負担となるような義務を課したりすることを意図するものではない。米国も、条約の持つこの両面性を理解したうえで条約への参加を検討すべきであり、そのバランスを自国の国益に照らして斟酌せざるを得ない。少なくとも行政府レベルを含む広いグループにおいては、これらの観点を既に理解していると解される。そうであるならば、あとは上院でUNCLOSに反対する議員が3分の1を超えない時期がいつ到来し、それに合わせて条約承認が下りるか、という国内政治上の（しかもテクニカルな）タイミングの問題であり⁸⁷、遅かれ早かれ参加の時期は到来することになるであろう。このタイミングには、米国自身における様々な箇所における変化も関連している。つまり、3分の2の上院議員の賛成票を必要とする現行憲法の規定が存続するこ

とを前提とするならば、国際社会に対する国民（上院議員を含む）の意識の変化があるの
かないのか、また国際関係に目を向けるだけの余裕を国民が持ちうるような経済事情の好
転（景気回復、失業の減少）などの動向にも目を向けておく必要がある。

第3に、海洋法秩序の生成発展に関連して米国が行った貢献についての適切な評価であ
る。これまでの米国による単独行動は、その言葉の持つマイナスのイメージばかりが一般
に先行したこともあって、その先見性や創造性の観点から先駆的な業績として積極的な評
価に値する部分にさらに光が当てられてもいいのではないかと思われる。海洋法秩序をは
じめとした国際法において慣習法が元来占める位置と果たす役割の大きさを考慮すれば、
米国の先駆的な国家実行は、海洋秩序の様々な分野において慣習法形成の礎石となった結
果、その法典化の過程で発揮されたリーダーシップの行使によって生まれた多数国間条約
のネットワーク構築のうえでも、非常に貴重な貢献であったといえることができる。仮にこ
のまま不参加の状態が続いても、ウィーン条約法条約の規定に依存するまでもなく、超大
国として国際社会への信義誠実が期待されるという点で、UNCLOSの法秩序に対する米国
による自発的な順守は、国際社会における法秩序の維持・発展にとって依然として重要な
意義を有することと考えられる。

—注—

- ¹ 次の文書を参照。SG/SM/14710, GA/11324, SEA/1984, 10 December 2012.
<http://www.un.org/News/Press/docs/2012/sgsm14710.doc.htm> (accessed 11 February 2013) (以下すべての
サイトのアクセス日は同じ)
- ² この点で、国連海洋法本部の公式サイトである次のページを参照せよ。
<http://www.un.org/Depts/los/index.htm>
- ³ 当事国数とその詳細年次等の最新版は、次を参照。
[http://www.un.org/Depts/los/reference_files/chronological_lists_of_ratifications.htm#The United Nations
Convention on the Law of the Sea](http://www.un.org/Depts/los/reference_files/chronological_lists_of_ratifications.htm#The United Nations Convention on the Law of the Sea)
- ⁴ 米国はUNCLOSを批准していない旨言われることが世間では多いが、この表現は必ずしも正確とは
言えない。国際法では、一般に、条約の批准が署名ののちに示される当該条約に拘束されることにつ
いての同意の最終的な意思表示と考えられており、加入とは署名していない条約に参加する意思表示
の方法であるとされているが、これらの言葉の厳密な定義は実は容易ではなく必ずしも明確でもない。
条約法に関するウィーン条約（ウィーン条約法条約）の第2条1(b)、同14条および同15条の各規
定からも明確な定義は見当たらない。「条約の批准」および「条約への加入」国際法学会編『国際関
係法辞典 第2版』（三省堂、2005年）483-484頁および485頁参照。UNCLOSの批准やUNCLOSへ
の加入についての規定もUNCLOSの第306条（批准及び正式確認）や第307条（加入）の各規定に
も明確にはこれらの区別はない。したがって、本章では、米国によるUNCLOSの未批准というごく
一般的な言い方については、国際法上、通例行われる言い方に沿って、UNCLOSへの未加入という言
い方に統一することにするが、誤解のより少ない「参加」という言い方も用いることにする。
- ⁵ 米国は、UNCLOSに署名をしていないが、1994年のUNCLOS第XI部の実施協定には1994年7月29
日に署名した。なお、米国は、1995年の国連漁業資源実施協定には、1995年12月4日に署名し、1996
年8月21日に批准している。この記録は、2013年1月30日現在の一覧を掲載した、
http://www.un.org/Depts/los/reference_files/status2010.pdfを参照。なお、米国のUNCLOSへの加入問題
について論じた最近の邦語文献として、都留康子「アメリカと国連海洋法条約：“神話”は乗り越え

- られるのか』『国際問題』617号(2012年)42-53頁がある。
- ⁶ そうした米国政府自身の努力の一環については、米国国務省の次のサイトを参照。
<http://www.state.gov/e/oes/lawofthesea/179798.htm> また、次の文献も参照。Louis B. Sohn, *et al.*, *Law of the Sea in a Nutshell*, 2nd Edition, West, 2010, pp. 5-8.
- ⁷ UNCLOS の米国議会上院での取り扱い状況報告については、
<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/ntquery/z?trtys:103TD00039>: に詳しい。また、UNCLOS への加入に関する上院外交関係委員会の公聴会については、そのサイトに詳細がある。
<http://www.foreign.senate.gov/hearings/the-law-of-the-sea-convention-treaty-doc-103-39-the-us-national-security-and-strategic-imperatives-for-ratification> UNCLOS の本会議上程に反対する上院議員の動向について、たとえば次の報道を参照。
<http://www.examiner.com/article/sen-jim-demint-law-of-the-sea-treaty-will-not-be-ratified>
- ⁸ 南シナ海をめぐる、フィリピンが中国を相手に仲裁裁判所に提訴したことが報道されている。次のフィリピンの声明を参照。
http://www.dfa.gov.ph/index.php/downloads/doc_download/523-notification-and-statement-of-claim-on-west-phillippine-sea これに対して、フィリピンを訪問した米国の上院議員一行がこの提訴を支持したことも報じられている。
<http://www.dfa.gov.ph/index.php/newsroom/dfa-releases/7360-us-congressmen-support-phl-legal-track-to-peaceful-resolution-over-west-phl-sea-dispute> もともと、南シナ海の領土海域問題を規則に従って平和裏に解決すべきだとのパネッタ米国国防長官による上院外交関係委員会における2012年5月23日の証言を参照。<http://www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1674>
- ⁹ 2012年5月には国務省や国防総省までもが UNCLOS への加入の早期承認を求める証言を上院外交関係委員会(FRC)において行っていたが、同7月中には承認の見通しが大統領選前には立たなくなったことが判明した。FRCにおけるクリントン国務長官の証言は、
<http://www.state.gov/secretary/rm/2012/05/190685.htm> を参照。パネッタ国防長官の証言は、
<http://www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1674> を参照。経緯の詳細は、次のものを参照。Thomas Wright, 'Outlaw of the Sea: The Senate Republican's UNCLOS Blunder', *Foreign Affairs*, August 7, 2012. <http://www.foreignaffairs.com/print/135053>
- ¹⁰ 後述するように(本文「3(1)」参照)、「拒否された条約」の実例について、上院の下記サイト('Rejected Treaties'の項参照)でも紹介されている。
<http://www.senate.gov/artandhistory/history/common/briefing/Treaties.htm>
- ¹¹ 本章等との関連で、米国における条約参加の議論に関する孤立主義と国際主義の対立の略歴について、次のものを参照。Scott G. Borgerson, *The National Interest and the Law of the Sea*, Council Special Report No. 46, May 2009, p. 17.
- ¹² 海洋法の生成発展と米国とのかかわりについて、以下のものを参照。R.R. Churchill & A.V. Lowe, *The Law of the Sea*, Third Edition, Manchester University Press, 1999, pp. 1-25; *The Law of the Sea: Progress and Prospects*, Edited by David Freestone, Richard Barnes & David M. Ong, Oxford University Press, 2006, pp. 1-27; Sohn, *et al.*, *supra* note 6, pp. 1-11; Donald R. Rothwell & Tim Stephens, *The International Law of the Sea*, Hart Publishing, 2010, pp. 1-28.
- ¹³ この点で、米国の積極的な態度について評価する次のものも参照。山本草二「国連海洋法条約の歴史的意味」『国際問題』617号(2012年)4頁。
- ¹⁴ 国連の公式サイトは、以下の通り。
http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_overview_convention.htm なお、UNCLOS およびその海洋法上の意義として、前掲注12の文献 Sohn, *et al.*や Churchill & Lowe 以外に、下記のことを参照。Philip Allott, 'Power Sharing in the Law of the Sea', 77 *AJIL* 1 (1983); *ibid.*, 'Making the New International Law: Law of the Sea as Law of the Future', 40 *Int'l J* 442 (1985); L. Dolliver M. Nelson, '2 Reflections on the 1982 Convention on the Law of the Sea', in Freestone *et al.*, *supra* note 12, pp. 28-39; Taisaku Ikeshima, 'The Implementation Mechanism of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS): A General Overview', *Waseda Global Forum*, No. 9, 2013, pp. 73-87.
- ¹⁵ 特に、UNCLOS に対する米国レーガン大統領による署名拒否の表明について、次を参照。United States Oceans Policy, Statement by the President, March 10, 1983.
http://www.gc.noaa.gov/documents/031083-reagan_ocean_policy.pdf
- ¹⁶ UNCLOS 第309条は留保も除外も禁止している。なお、留保や除外に当たらない宣言や声明は同第310条で認められているが、この区別や意味付けについて実際には解釈上の議論がある。
- ¹⁷ 正式名称は、「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第XI部の実施に関する協定」であり、同協定は1996年7月28日発効している。この協定と第XI部の規定は、「単一の文書として一括して解釈され、かつ、適用される」ことになっており、第XI部に対する協定の優位が規定されている(同協定第2条1)。
- ¹⁸ 前掲注5参照。したがって、John Bolton & Dan Blumenthal, 'Time to Kill the Law of the Sea Treaty – Again:

If the Senate ratifies it, China will have its best weapons yet to limit U.S. action in Asia', *The Wall Street Journal*, September 29, 2011, <http://online.wsj.com/article/SB10001424053111904836104576560934029786322.html> の標記にある「米国によって 1994 年に署名されたが上院により未だ批准されていない海洋法条約 (LOST)」という表記は正確性に欠けるといえる。

- ¹⁹ 正式名称は、「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」であり、この協定は 2001 年 12 月 11 日に発効している。
- ²⁰ なお、主な国の中で、当初から UNCLOS への署名を拒否している国としては、米国以外にイスラエル、シリア、トルコ、ベネズエラのような国があり、また署名はしたが未批准のままである国として北朝鮮、イラン、リビアのような国がある。前掲注 5 のサイト上の一覧参照。
- ²¹ この対立を「イデオロギー的な闘い」と言及するものに次のものがある。Ernest Z. Bower & Gregory Poling, 'Advancing the National Interest of the United States: Ratification of the Law of the Sea', *Commentary*, May 25, 2012 (<http://csis.org/print/37503>) .
- ²² 米国の海洋政策について、邦語のもので以下を参照。一般社団法人日本船舶技術研究協会「米国海洋政策の現状と課題」社団法人日本中小型造船工業会、2009 年。」
<http://www.jstra.jp/html/PDF/%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E6%B5%B7%E6%B4%8B%E6%94%BF%E7%AD%96%E3%81%AE%E7%8F%BE%E7%8A%B6%E3%81%A8%E8%AA%B2%E9%A1%8C.pdf>
- ²³ 前掲注 15 参照。なお、UNCLOS への署名拒否と新たな自国の海洋政策を表明した米国は、排他的経済水域の設定を宣言により同時に行っている。Proclamation 5030, March 10, 1983.
<http://www.archives.gov/federal-register/codification/proclamations/05030.html>
- ²⁴ 米国防務省の、UNCLOS の意義を強調して加入の必要性を訴える HP を参照せよ。
<http://www.state.gov/e/oes/lawofthesea/factsheets/index.htm>
- ²⁵ つまり、UNCLOS とその後の二つの実施協定に対しては肯定的評価を行っている。現在は、加入が優先的な事項であるとの認識である。
- ²⁶ たとえば、次の文献では、元海軍軍人で現在沿岸警備隊所属の筆者が、慣習法としての UNCLOS の意義を認めながらも、UNCLOS 以外の海洋法規の実効性を評価する見解を示している。Andrew J. Norris, 'The "Other" Law of the Sea', 64 *Naval War College Review* 78 (2011) . また、米国国家海洋会議 (National Ocean Council: NOC) による沿岸海洋空間計画 (Coastal and Marine Spatial Planning) の実施に関しても、米国はこうした立場をとっている。National Ocean Council, *Legal Authorities Relating to the Implementation of Coastal and Marine Spatial Planning*, 2011, p. 38
(http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ceq/cmosp_legal_compendium_2-14-11.pdf.)
- ²⁷ 特に、オバマ大統領の立場 (UNCLOS 加入の支持を含む新たな海洋政策の遂行) を示すものとして、2010 年 7 月 19 日の執行命令 (Executive Order) 13547 号第 2 節 (b) (iii)
(<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/executive-order-stewardship-ocean-our-coasts-and-great-lakes> またはその原文 <http://www.whitehouse.gov/files/documents/2010stewardship-ao.pdf>) を参照。また、国家海洋会議の設立に伴う、UNCLOS 支持の姿勢として、以下を参照。
<http://www.whitehouse.gov/blog/2012/03/23/law-sea-convention-update> なお、元職のブッシュ、クリントンの各元大統領も UNCLOS 加入を支持している。
- ²⁸ 国務省のサイト参照。<http://www.state.gov/e/oes/lawofthesea/index.htm> なお、国務省の次のサイトには、主な支持者 ('Supporters' と題して) の一覧がある。
<http://www.state.gov/e/oes/lawofthesea/statements/index.htm> 元職のライス、パウエル各元長官や、生存する国務省の法律顧問はすべて支持派である。ヒラリー・クリントン氏の辞任に伴い、2013 年に国務長官に新たに任命されたケリー氏も、2012 年には上院外交関係委員会の委員長立場にあったが、UNCLOS への加入を支持していた。次の記事を参照。
http://www.huffingtonpost.com/john-kerry/a-national-security-issue_b_1596414.html
- ²⁹ 国防総省のサイト参照。http://www.defense.gov/home/features/2012/0612_lawofsea/ なお、ここには現役の軍人を代表する証言も掲載されている。
- ³⁰ たとえば、次のサイトには、米国の商工会議所 (Chamber of Commerce) や米国石油インスティテュート (American Petroleum Institute) などの産業界による広い支持がある。
<http://ratifythetreatynow.org/news/america%E2%80%99s-leading-business-voices-testify-%E2%80%98law-sea%E2%80%99-needed-us-economic-growth-job-creation>
- ³¹ 米国海洋大気庁 (NOAA) が米国による UNCLOS への加入を進める姿勢は、そのサイトにも見られる。http://www.gc.noaa.gov/gcil_los.html
- ³² たとえば、ヴァージニア大学の海洋法政策センターのサイトを参照。<http://www.virginia.edu/colp/> シンクタンクの中でも、戦略国際問題センター (CSIS) のように支持するものもある。
<http://csis.org/print/37503>
- ³³ 米国法曹協会 (ABA) のような団体も含まれる。

- ³⁴ なぜ米国が UNCLOS に参加する必要があるかと題して、米国国務省があげる賛成の主たる根拠三つは、大陸棚延長部分の資源開発に対する主権的権利の確保のためには UNCLOS 当事国となる必要があること、深海底資源の開発に対する権利の確保のためには UNCLOS 当事国となる必要があることという二つの経済的利益、そして、海洋大国として UNCLOS に規定された航行の自由を最大限守るためには UNCLOS 当事国となる必要があることという安全保障上の利益である。US Department of State, 'Why the United States Needs to Join the Law of the Sea Convention Now', March 21, 2012, <http://www.state.gov/documents/organization/189430.pdf> ほかに、UNCLOS への早期加入を訴えるクリントン国務長官による上院外交関係委員会での証言にも、賛成理由や急ぐ必要性などが述べられている。<http://www.state.gov/secretary/rm/2012/05/190685.htm>
- ³⁵ UNCLOS への加入を必要であると訴える米国国防総省が掲げる安全保障上の 10 か条の利点とは、航行の自由に基づく機動性の確保、海洋軍事行動の広範な自由、PSI への干渉の排除、諜報活動への無障害、軍事活動に関する主権免除、軍事活動に関する自由、UNCLOS 関連の会議での発言権の確保とリーダーシップ発揮、同盟国とのパートナーシップの調和、他国への条約規則遵守への招請における優位、信頼という点での慣習法に対する条約の優位である。もとより、これらのうちいくつかは UNCLOS に参加していないと得られない利点とまで言えるかは議論の余地が大きい問題である。
- ³⁶ 米国国務省が用意した経済的な利点となるポイントは、産業界全体の支持、海洋の重要性、米国企業のビジネス上法的確実性と予測可能性や自国利益の促進・保護を条約が確保してくれる点などを重視し、条約当事国だけに付与されることなどである。詳細は、以下の通り。
<http://www.state.gov/e/oes/lawofthesea/factsheets/177206.htm>
- ³⁷ パネッタ長官の発言。<http://www.defense.gov/news/newsarticle.aspx?id=116268> また、条約で設置された機関である国際海底機構 (ISA) における常任メンバーの地位の意義、加入した場合に得られる条約改正の際の発言権、などを加えることもできる。
- ³⁸ クリントン長官の上院での証言。前掲注 34 参照。
- ³⁹ 2012 年の上院では、7 月 16 日付の書簡によりオハイオ州のポートマン (Portman) 議員とニューハンプシャー州のアヨット (Ayotte) 議員の 2 人 (いずれも共和党) が、同日、ジョージア州のアイザックソン (Isakson) 議員が 32 人 (全員共和党所属) 目の反対意思を表明したことを上院の多数派リーダーであるリード氏に伝えたことで、UNCLOS への加入のための条約承認を得られる目途は立たなくなった。
<http://www.portman.senate.gov/public/index.cfm/press-releases?ID=a886f01e-1b08-4c51-bf7e-4bad33194c0b> 2012 年 7 月時点で UNCLOS への加入に反対した上院議員の名前 34 人が、ヘリテージ財団の次のサイトには掲載されている。<http://heritageaction.com/stoplost/> なお、2012 年 9 月 21 日の時点では同財団の次のサイトによると、反対の意思表明を行った同 20 日付書簡 (詳細は、後掲注 85 にある書簡を参照) に署名した上院議員の数が 36 人に増えている。
<http://blog.heritage.org/2012/09/21/senate-conservatives-gather-enough-votes-to-block-lame-duck-treaties/>
- ⁴⁰ たとえば、UNCLOS が米国の主権を侵害すると主張するヘリテージ財団が有名である。
<http://heritageaction.com/stoplost/> 同財団のフェローでもあるグローヴズ (Groves) 氏が 2012 年 6 月 14 日に上院外交関係委員会で UNCLOS への加入に反対の証言を行っている。
[http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/Groves%20prepared%20testimony%20for%20UNCLOS%20hearing%20\(final\).pdf](http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/Groves%20prepared%20testimony%20for%20UNCLOS%20hearing%20(final).pdf) および
<http://www.heritage.org/research/testimony/2012/06/the-law-of-the-sea-convention-treaty-doc-103-39>
- ⁴¹ ラムズフェルド元国防長官や、ボルトン元国連大使のような政府の元職の人物も反対派に分類できる。国連による海洋の管理が米国の享受する海洋の自由を阻害するとの趣旨の前者については、次のものを参照。2012 年 6 月 14 日の上院外交関係委員会 (FRC) での証言として、
http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/Rumsfeld_Testimony.pdf を参照。同趣旨として、Donald Rumsfeld, 'Why the U.N. Shouldn't Own the Seas', *The Wall Street Journal*, June 12, 2012
<http://online.wsj.com/article/SB10001424052702303768104577460890850883780.html> がある。ボルトン元大使については、前掲注 18 のボルトン元大使の記事を参照。
- ⁴² たとえば、北極評議会 (AC) には正式メンバーであるため、北極関連のことはすべて AC で決めるべきであるとする立場を堅持することになる。また、海賊やテロといった問題にも、UNCLOS に参加していなくても、対処できるという立場である。
- ⁴³ 類似の見方は、前掲注 11 にある文献参照。
- ⁴⁴ 多数国間条約以外に、二国間条約についても旧ソ連との間で SALT II 核削減条約 (1979 年にカーター政権が署名するもレーガン政権下では批准せず) の例もある。
- ⁴⁵ カーター政権下で 1977 年に署名するも、1979 年に複数回の公聴会が開かれただけで上院としてのアクションはないままで、未批准。詳細は以下の通り。
<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/ntquery/z?trty:095TD00019>:
- ⁴⁶ カーター政権下で 1980 年に署名するも、未批准。上院の外交関係委員会での状況は次の通り。

- <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/ntquery/z?trtys:096TD00053>;
- 47 1990年に発効した条約で、クリントン政権下で1995年に米国は署名するも、未批准（193国が批准済み）で、上院にも提出されていない。詳細は、以下の文献を参照。Louisa Blanchfield, 'The United Nations Convention on the Rights of the Child: Background and Policy Issues', *CRS Report for Congress*, December 6, 2010. <http://fpc.state.gov/documents/organization/153279.pdf>
- 48 オバマ政権下で2009年に署名するも、未批准。詳細は以下の通り。
<http://www.foreign.senate.gov/treaties/details/112-7>
- 49 クリントン政権下で1996年に署名済み。1999年には、上院で48対51で承認動議が否決されている。上院外交関係委員会での状況は以下の通り。 <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/ntquery/z?trtys:105TD00028>;
- 50 ほかに、トルコがある。
- 51 クリントン政権下で署名された。
- 52 1993年に署名されたが、上院で条約承認が下りた際に付された決議には7件の了解事項を条件としている。詳細は、以下を参照。 <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/ntquery/z?trtys:103TD00020>;
- 53 大統領の交代の結果が署名されたものの未批准のままにある条約を生むことになるという立場のものとして、次のものを参照。Curtis A. Bradley, 'Unratified Treaties, domestic Politics, and the U.S. Constitution', *48 Harvard ILJ* 307, 311 (2007)
- 54 ブッシュ政権が行ったことで知られる。
- 55 ニクソン政権下で1972年に条約の署名、1975年に批准が行われた。
- 56 国連の条約のデータベースの以下のサイトを参照。
http://treaties.un.org/Pages/ShowMTDSGDetails.aspx?src=UNTSO&tabid=1&mtdsg_no=XVIII-10&chapter=18&lang=en#Participants
- 57 詳細は、以下のサイトを参照。 <http://2001-2009.state.gov/t/pm/rls/fs/23426.htm>
- 58 次の国務省のサイトにICCに対するオバマ政権になってからの姿勢の転換が述べられている。
<http://www.state.gov/j/gcj/icc/> その結果、100を超える国々との間に二国間条約を締結している。
<http://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2005/45573.htm>
- 59 この点で、UNCLOSへの加入に反対する論客の次の文献を参照。Steven Groves, 'Accession to the U.N. Convention on the Law of the Sea is Unnecessary to Secure U.S. Navigational Rights and Freedoms', *Backgrounder*, No. 2599, pp. 1-38, at 23-28.
- 60 次の文献を参照。J. Ashley Roach & Robert W. Smith, *Excessive Maritime Claims*, Third Edition, Martinus Nijhoff Publishers, 2012, pp. 27-28, 363-375.
- 61 米国は、1988年にインドネシアとの間に二重課税を回避する課税協定を締結した際に、群島水域の通航権について米国の意向に沿った了解を確認しあう交換公文をも協定本体に付すことに成功している。 <http://www.irs.gov/pub/irs-trty/indo.pdf>
- 62 米国は、フィリピンとの間で、フィリピン水域内で米軍が自由に演習できるように認める軍事基地協定が1992年に失効するまでは、自由な通航権を享受していた。Rothwell & Stephens, *supra* note 12, pp. 177-179, 187-189; Roach & Smith, *supra* note 60, p. 28.
- 63 2000年のメキシコとの大陸棚の画定についての二国間条約は、次のものを参照。
<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/TREATIES/USA-MEX2000CS.PDF>
- 64 1990年の米国と旧ソ連との間の、自国沿岸から200カイリを超える大陸棚部分についての画定に関する合意。旧ソ連およびロシア側が批准作業を終えていない状況にある。S. Treaty Doc. Number 101-22, (1990). Sean Murphy, *United States Practice in International Law*, Volume 1: 1999-2001, Cambridge University Press, 2011, p. 165.
- 65 もとより、UNCLOSにある海域画定の関連規定が関係国間における合意を奨励する内容である以上、こうした二国間条約が多数国間条約であるUNCLOSに違背していることを意味するものでは決してない。なお、国際司法裁判所(ICJ)の大法廷ではなくて、5人の裁判官で構成される裁判部(Chamber)を利用して米国とカナダがメイン湾の境界画定に関する紛争解決を行った点については、次のサイトを参照。 <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3&code=cigm&case=67&k=6f&p3=0>
- 66 原文は、以下のサイトを参照。 http://www.oceanlaw.org/downloads/arctic/Ilulissat_Declaration.pdf
- 67 ウィーン条約法条約には、米国も1970年に署名し、1971年に上院に、そして上院外交関係委員会に付託されたが、1974年までに同委員会でも検討はされたが、承認は行われていない。詳細は以下の通り。 <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/ntquery/z?trtys:092TD00012>。したがって、米国は同条約の当事国ではないが、この条約の特に第18条(規定ぶりは、後掲注68参照)に規定された署名によって生ずる義務については慣習法となっていることを認めている。詳細は、以下の文献を参照。Bradley, *supra* note 53, pp. 314-315.
- 68 ウィーン条約法条約第18条は、次のように規定する。
第18条(条約の効力発生前に条約の趣旨及び目的を失わせてはならない義務)
いずれの国も、次の場合には、それぞれに定める期間、条約の趣旨及び目的を失わせることとなるような行為を行わないようにする義務がある。

(a) 批准、受諾若しくは承認を条件として条約に署名し又は条約を構成する文書を交換した場合には、その署名又は交換の時から条約の当事国とならない意図を明らかにするまでの間

(b) 条約に拘束されることについての同意を表明した場合には、その表明の時から条約が効力を生ずる時までの間。ただし、効力発生が不当に遅延する場合は、この限りでない。

⁶⁹ たとえば、次の文献を参照。Bradley, *supra* note 53, pp. 307-308.

⁷⁰ さしあたり、近時の国際法に関する議論に関わる主な文献として、以下のものを参照。Frederic L. Kirgis, 'International Agreements and U.S. Law', *ASIL Insights*, May 1997 (<http://www.asil.org/insigh10.cfm>) ; *National Treaty Law and Practice (Austria, Chile, Colombia, Japan, Netherlands, U.S.)*, Edited by Monroe Leigh, Merritt R. Blakeslee & L. Benjamin Ederington, American Society of International Law, 1999; John Murphy, *The United States and the Rule of Law in International Affairs*, Cambridge University Press, 2004; Bradley, 'Unratified Treaties, domestic Politics, and the U.S. Constitution', *supra* note 69; Louis Fisher, 'Treaty Negotiation: A Presidential Monopoly?', 38 *Presidential Studies Quarterly* 144 (2007) ; Michael Stokes Paulsen, 'The Constitutional Power to Interpret International Law', 118 *Yale LJ* 1762 (2009) .

⁷¹ この「助言と同意」の行使について、上院自身が、これまでに紆余曲折を経て形成された実行上の概念であることを示唆している。上院のサイトにある、「助言と同意」の項、前掲注 10 参照。

⁷² こうした指摘について、さしあたり次のものを参照。W. Michael Reisman, 'Unratified Treaties and Other Unperfected Acts in International Law: Constitutional Functions', 35 *Vand. J Transnat'l L* 729, 743 (2002) .

⁷³ ウィルソン大統領がヴェルサイユ条約について上院から承認を得られなかった教訓がよく引用される。Fisher, *supra* note 70, pp. 151-152.

⁷⁴ 米国上院のサイトについて、前掲注 10 および 71 参照。

⁷⁵ この視点からの、UNCLOS への米国の加入問題を論じるものとして、次を参照。Borgerson, *supra* note 11, pp. 17-18.

⁷⁶ こうした意識は、国際制度に対する自国の主権の防御となって現れることもある。Rosemary Foot & Andrew Walter, *China, the United States, and Global Order*, Cambridge University Press, 2011, pp. 4-5.

⁷⁷ こうした意識と国家の外交行動について、次のものを参照。Foot & Walter, *supra* note 76, pp. 12-15.

⁷⁸ その意味で、誤解や偏見に基づく法観念で国際法と米国憲法の関係が論じられる場合も少なくない。米国にとって、「国際法とは国際政策であり国際政治である」とする次の文献参照。Paulsen, 'The Constitutional Power to Interpret International Law', *supra* note 70, p. 1842.

⁷⁹ 国際法の欠缺に対処すべく発動される、いわゆる先制的な行動 (preemptive action) もこうした類型に含まれよう。See Foot & Walter, *supra* note 76, pp. 63-73.

⁸⁰ 国際法と国内法の関係を通じた国際法観について、以下の文献を参照。Oona A. Hathaway, Sabria McElroy & Sara Aronchick Solow, 'International Law at Home: Enforcing Treaties in U.S. Courts', 37 *Yale JIL* 51 (2012) .

⁸¹ たとえば、次の文献を参照。Hugh Thirlway, '20 The International Court of Justice', in *International Law*, Third Edition, Edited by Malcolm D. Evans, Oxford University Press, 2010, pp. 597-598.

⁸² イラン人質事件の ICJ でのサイトは、以下の通り。

⁸³ <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3&code=usir&case=64&k=c9&p3=0>

⁸⁴ ニカラグア事件では、ICJ での以下のサイトを参照。

⁸⁵ <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3&code=nus&case=70&k=66&p3=0>

⁸⁶ アヴェナ事件では、ICJ での以下のサイトを参照。

⁸⁷ <http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3&code=mus&case=128&k=18&p3=0> また、たとえば、次の文献を参照。Margaret E. McGuiness, 'Medellin v. Texas: Supreme Court Holds ICJ Decisions under the Consular Convention Not Binding Federal Law, Rejects Presidential enforcement of ICJ Judgments over State Proceedings', *ASIL Insights*, April 17, 2008, Vol. 12, Issue 6 (<http://www.asil.org/insights080418.cfm>) .

⁸⁸ 典型的な例で、上院保守派のユタ州選出のマイク・リー議員 (共和党) は、同ペンシルバニア州選出のマイク・トゥーミー議員 (共和党) とともに、レームダック期間中の条約承認をしないよう 36 人の上院議員の署名を集めた書簡を、上院多数派リーダーと共和党のリーダー宛に送付した。書簡の原文は以下を参照。

⁸⁹ http://www.lee.senate.gov/public/index.cfm/files/serve?File_id=95ecb3ed-257a-4812-91eb-63b562a09db1

⁹⁰ 判決は、*Medellin v. Texas*, 128 S. Ct. 1346 (2008) . を参照。いくつもある判例評釈や論文を含む文献の中でさしあたり、前掲注 84 以外に、以下のものを参照。Frederic L. Kirgis, 'International Law in the American Court – The United States Supreme Court Declines to Enforce the I.C.J.'s *Avena* Judgment Relating to a U.S. Obligation under the Convention on Consular Relations', 9 *German Law Journal* 619 (2008) (米国の国際的な立場を重視して、最高裁判決を批評した) ; Ted Cruz, 'Defending U.S. Sovereignty, Separation of Powers, and Federalism in *Medellin v. Texas*', 33 *Harvard JL & Public Policy* 25 (2010) (米国の主権、三権分立の構造が守られたとして最高裁判決を擁護した)

⁹¹ UNCLOS への加入に反対していた上院議員 34 人 (前掲注 39 参照) はすべて共和党所属の議員であつ

たが、そのうちの2人（カイル（Jon Kyl）議員とデミント（James Demint）議員）は引退したため、2013年からの新しい上院議員の顔ぶれで上院における UNCLOS を含む諸条約の承認の動向がどうなるかが注目される。